

速度取締り指針

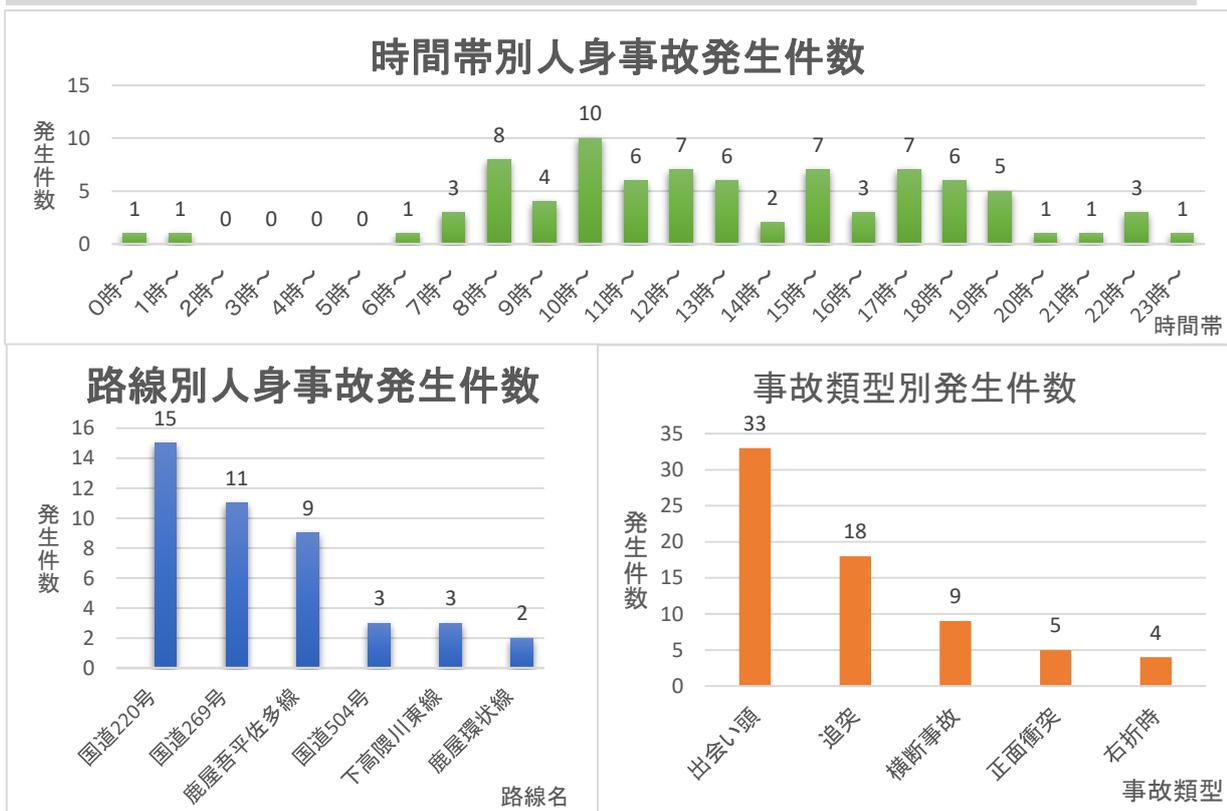
令和8年1月
鹿屋警察署

1 鹿屋警察署の速度取締り重点路線

路線	区間	規制速度	重点時間帯
国道220号	牛根境～串良町有里	40・50km/h	6:00～20:00
国道269号	永小原町～串良町細山田	40・50km/h	
主要県道鹿屋吾平佐多線	吾平町～札元	40・50km/h	

※上記以外の路線、時間帯でも取締りを実施することもあります。

2 鹿屋警察署管内における交通事故実態(R7.7～R7.12)



鹿屋警察署管内の人身事故分析結果

交通事故発生時間帯・路線	交通事故類型・原因
<p>発生時間帯別では、午前中は8時台及び11時台の発生が多く、午後は12時から19時台にかけて、発生が多い傾向にある。</p> <p>路線別では、国道220号、国道269号、主要県道鹿屋吾平佐多線での発生が多い傾向にある。</p>	<p>交通事故類型は、出会い頭事故が突出して多く、次いで、追突事故が多く発生している。</p> <p>人身事故の事故原因については、安全不確認、前方不注意、動静不注視等が約8割を超えており、緊張感を欠いた運転が交通事故に繋がっているものと認められる。</p>

3 その他の交通指導取締り要点

- ☆ 悪質・危険運転者排除のため、飲酒運転及び無免許運転の取締りを強化します。
- ☆ 横断歩道や交差点の交通事故抑止対策として、横断歩行者妨害や信号無視等、迷惑性が高く重大事故に直結するこれらの違反について、重点的取締りを実施することとしています。
- ☆ 携帯電話やシートベルト違反取締り等を実施し、運転者の緊張感を促すこととしています。
- ☆ 違法改造車両等による迷惑性の高い暴走行為についても取締りを強化します。